教育職員免許状取得について

- (1) 大学を除く全ての国公私立学校の教育職員(常勤,非常勤を問いません)になるためには、それぞれ相当の教育職員免許状を有する必要があります。
- (2) 理学部は、中学校教諭、高等学校教諭の一種免許「数学」「理科」および高等学校教諭の一種免許「情報」を取得できる課程として認定されています。また、大学院理学研究科は、中学校教諭、高等学校教諭の専修免許「数学」「理科」を取得できる課程として認定されています。

(平成30年度入学生より高等学校教諭一種免許「情報」の課程を廃止します。高等学校の情報の教員免許を取得する場合は、在学中に必要単位を修得してください。)

- (3) 平成28年4月5日(火)に教職課程ガイダンスが行われます。教職課程ガイダンスは、翌年以降も同じ時期に開催される予定です。
- (4) 教育職員免許状の取得についての詳細は、大阪大学教育課程委員会が作成する「大阪大学 【教職課程ブックレット】 1 教職課程への招待 教育職員免許状取得ガイド」(以下「ブックレット」とします)をご覧ください。このブックレットは、上記の教職課程ガイダンスで配布するほか、理学研究科学務係でも入手可能です。
- (5) 中学校教諭の免許を取得する場合は、「介護等の体験」を受講する事が義務づけられています。これは、特別支援学校及び社会福祉施設等で7日間以上、高齢者や障害者に対する介護、介助、交流等の体験をするものです。大阪大学では、基本的に学部学生3年次に行っています。詳しくは、ブックレットをご覧ください。
- (6) 教育実習を学部4年次で履修してください。必要な単位数,また教育実習を履修するための要件など,詳しくはブックレットをご覧ください。履修の手続き等については,教育実習を履修する前年度の3月頃より順次掲示等によりお知らせします。
- [注] 教職課程に関する連絡事項は、KOAN の掲示板に掲載されます。見逃すことのないように注意してください。